14. 対日投資に係わる法務、労務問題等に関する調査研究

1.調査の目的

わが国は、対日投資促進のため、規制緩和などこれまで多くの施策を実行してきたが、まだ種々の課題を抱えている。特に、M&A、労務など法務面で整備しなければならない課題は多い。

こうした日本の直接投資をめぐる近年の状況を踏まえて、対日直接投資の促進に係わる環境の整備等の取り組みについて、法制面及び労務面での現状と課題を中心に、考察・分析を試みる。ただし、法制面、労務面といい取り上げるべき領域や論点が多岐にわたることから、ここでは、法制面での取り組みについては、M&A を通じた直接投資が世界的にも日本でも多いこと、また、会社法の改正により M&A に係わる環境に大きな変化があったこと等を考慮して、今般の会社法の改正点等につき、M&A 及び対日直接投資の観点からの考察と分析を展開している。また、労務面での取り組みについては、その実情・実態等が十分には知られていないと思われる外国人の出入国管理等に係わる課題につき、海外からの人材の受け入れの促進という観点から、実務経験を踏まえた考察を行なっている。

2.調査結果の概要

第1章「対日直接投資の現状と今後」

この章では、世界と日本の直接投資の動向と、対日直接投資の特徴、その今後の展望等についてデータに基づく考察、分析を展開している。日本に係る直接投資の状況には2つの「ギャップ」がある。一つは対内直接投資の規模と対外直接投資の規模の間に見られるギャップであり、いま一つは対内直接投資の実績と投資受け入れ国としての魅力との乖離である。

第2章「対日直接投資促進のための政策」

この章では、対日直接投資に係わる政策について、近時の「対日直接投資促進プログラム」の策定に至るまでの間の政策等の歴史的展開の過程をレビューするとともに、今後の本格的な取り組みが期待される地方自治体の外資系企業誘致政策について考察している。少なくとも現状では、地方自治体の対日投資支援サービスのメニューを見る限りでは、自治体間で大差はなく独自性に欠けるきらいがある。

第3章「会社法改正と対日投資」

この章では、「三角合併」の会社法、税法上の扱いと残された課題、「株式 TOB」をめぐる論点、外国会社を当事者とする直接合併をめぐる論点など、M&A と対日直接投資に係わる会社法等の主要なトピック、論点について考察と分析を行なっている。「合併対価の柔軟化」は、M&Aにあたっての「自由度」を大きくするものであり、内・外企業による「三角合併」などが日本でも進むものと見込まれる。

第4章「労務の課題 - 海外人材の受け入れ拡大 - 」

この章では、海外からの人材の受け入れに係わる環境の整備の現状と課題について、「特に高度な人材」、「外国人研究者・技術者」、「専門的・技術的分野とされていない分野の人材」の別に、主として在留資格、在留期間等の出入国管理のあり方の観点から考察している。外国人の受け入れにあたっては、その規模や受け入れ分野などについての基本的な方針や出入国管理の体制のあり方といった国レベルでの対応のほか、居住環境をはじめとした生活全般に係る環境の整備が必要とされる。

第5章「まとめと提言」

この章では、各章での考察・分析等に基づき、その結果等を「総括」するとともに、 残された課題等について、「提言」という形で整理している。

- 提言 1 対日直接投資における撤退(流出)の調査・分析の充実(第1章)
- 提言 2 対日直接投資促進政策の一層の重点化(第2章)
- 提言3 「産業クラスター」への外国企業の誘致(第2章)
- 提言 4 株主保護や企業価値を損なう買収への対応策において、法令による規制を 必要最小限にして、企業などの自主的措置の活用を図る(第3章)
- 提言 5 逆三角合併の会社法上の扱いの明確化(第3章)
- 提言 6 外国親会社株式を対価とする三角合併などに関する共同事業の判断基準の 法令化(第3章)
- 提言 7 外国会社株式の流動性確保のための「預託証券」(JDR)の活用(第3章)
- 提言8 株式TOBの会社法、税法上の扱いの検討と具体策の策定を期待(第3章)
- 提言 9 株主主権とその権限の行使のあり方における企業の創意・工夫を図る(第3章)
- 提言 10 在留外国人に対する行政サービスの向上などの早期実現 (第4章)
- 提言 11 高度人材の在留期間の上限見直し(第4章)
- 提言 12 再入国許可制度の見直し(第4章)
- 提言 13 「企業内転勤」の受け入れ範囲の見直し(第4章)
- 提言 14 「技術」「人文知識・国際業務」の運用の明確化(第4章)
- 提言 15 「実務研修」中の身分の取り扱い、技能実習生に対する在留資格の新設(第4章)